

磐田市予防事務審査・検査指針

1章 用途判定(その他については、近代消防社発行の用途別項判定早わかりを参照すること。)

1 柔道接骨院は何項に該当するか。

答 (15)項として取り扱う。

※ 鍼灸治療院、整骨院は入院施設の有無にかかわらず(15)項に該当する。

2 学習塾は何項に該当するか。

答 (7)項で取り扱うこと。

※ 学習塾、そろばん塾、料理教室、パソコン教室等、個人教授的なものを除いて該当する。(昭和47年3月29日 消防予第74号)

佐鳴予備校は(7)項と判定している。個人経営のそろばん塾などは(15)項判定としている。

3 昼はレストラン、夜は結婚披露宴会場として利用する建物は何項に該当するか。

答 (3)項口で取り扱うこと。ただし、結婚式場は(1)項口として取り扱う。

4 岩盤浴場は何項に該当するか。

答 浴場と言う名称にとらわれることなく、利用形態で判断すること。浴場の定義に該当するものであれば、(9)項判定。浴場の定義に該当せず、エステ的な用途であれば(15)項。

5 コインランドリーは(15)項で取り扱う。

6 クリーニング店(取次ぎ所)は(15)項で取り扱う。なお、作業所があれば(12)項イ。

7 プールは(15)項で取り扱う。

8 S.50・消防安41号2・(3)の「おおむね等しい場合」とは令別表用途部分の床面積の合計と一般住宅部分の床面積の合計とが1㎡未満であること。

2章 有窓・無窓の判定(別表「ガラスの種類による無窓階の取扱い」による)

1 「南京錠」で施錠された扉等は開口部として認められるか。

答 容易に破壊できるものであれば認められる。

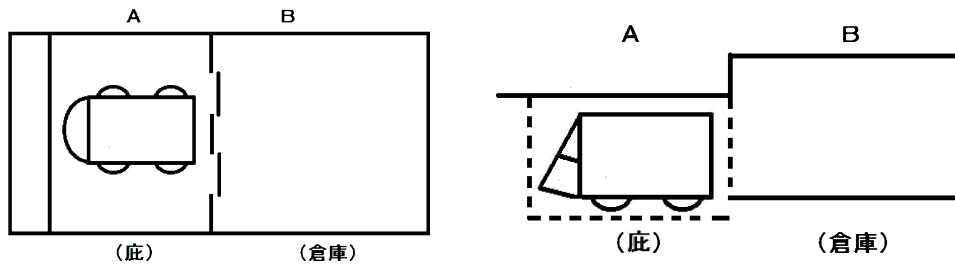
2 ハンガー戸(内部施錠)の潜り戸に破壊可能な小窓を設けた場合、ハンガー戸全体を有効な開口部として認められるか。

答 認められる。ただし、小窓のガラス厚は容易に破壊できるものであり、内部施錠を容易に解錠できる大きさ・位置であること。(概ね20cm四方以上)

3 中棧のある窓は全面有効な開口部とし認められるか。

答 認められる。ただし、中棧部分のガラスが容易に破壊できる厚みであり、かつ、破壊後に内部施錠を解錠できる大きさであること。(概ね20cm四方以上)

- 4 格子のある窓は有効な開口部とし認められるか。
答 認められない。
- 5 外壁の開口部に複数のシャッターが設けられている場合、1箇所のシャッターに水圧開放（解錠）が設けられていれば、他の軽量シャッターも内部から開放できるとみて、全て開口部として認めてよいか。
答 認められない。軽量シャッター毎に水圧開放（解錠）を設ける必要がある。ただし、14のシャッター付開口部の取扱いについて適合した場合、軽量シャッターは有効な開口部と認めて差し支えない。
- 6 シャッター等の開口部に高さの上限規定はあるのか。
答 なし。シャッター全面が開口部として認められる。
- 7 食品工場等で使用されるシートシャッターは有効な開口部として認められるか。
答 避難及び消火活動に支障がなければ認めてよい。
- 8 6.8mm網入ガラスの引き違い戸（窓）にダブルクレセント錠が設けられている場合は、有効な開口部として認められるか？
答 クレセント錠の位置が容易に確認できる場合は認められる。
- 9 24時間営業の出入り口について
客が使用する出入り口は施錠することがないため、ガラスの材質、厚みに関係なく大型開口部の1箇所として認める。
- 10 窓ガラス用フィルムについて
フィルムをガラス枠の内側1cm程度貼らない施工であれば、有効な開口部として認める。
- 11 共同住宅等の1m空地の判断
バルコニー外側が駐車場スペースで、1mの空地が確保できない場合でも実質的に避難及び消防活動が可能と判断して、活動空地ありとする。
- 12 防火対象物の住宅の用途部分については、無窓階の判定部分から除くことができる。
例 (1) 単項及び複合用途の場合、住宅の用途部分以外で判定することができる。
(2) 住宅の用途部分以外の用途部分で開口部を有しない場合は、住宅の用途部分を含めて判定することができる。
- 13 十分に外気に開放されている部分の取扱い
十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内用途的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、1/30の判定を行う上ではこれによらないものとする（図参照）。



14 シャッター付開口部の取扱いについて

軽量シャッターについては、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるものにあつては、有効な開口部と認めて差し支えない。ただし、開口作業に必要な足場がある場合とする。

- 例 (1)内部ロックされているシャッターを外部からバールでこねあげる場合
 (2)金づち・ハンマー等で局部破壊し、手を入れて内部ロックをはずす場合

3章 収容人員の算定

1 消防同意時における共同住宅の収容人員の算定

消防同意時の共同住宅の収容人員は、確定していないため次により取り扱うこと。
 (全国消防長会、消防機関の行政手続指針より)

住戸のタイプ	1 K, 1 DK	2 LDK	3 LDK	4 LDK
	1 LDK, 2 DK	3 DK	4 DK	5 DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

2 固定式の「いす」とは、個々の「いす」が一定の位置に固定される構造のものをいうが、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものも固定式の「いす」とみなされるものである。

3 飲食店においてテーブルに付随して設置されている容易に移動することができる「いす」は、いす数で算定することなく当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。

4 複合用途防火対象物の住宅部分に住んでいる人員は、収容人員に加算するのか。

答 加算しない。

補足 共同住宅との複合になる場合は、収容人員に含む。

5 交替勤務の場合の従業者の取扱いは、通常の間時間帯における数とする。

※ 交替時に、従業者が重複して所在する場合の数としないこと。

6 従業員のシフト制を採3用している飲食店、物販店舗などは、従業員が一番多くなる時間帯の人数とする。

例 レストランの従業員数 土日の昼食時間帯や夕食時間帯の従業員数

4章 消防用設備等（指導については、行政指導事項に該当するため、相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意すること。以下同じ。）

1 消火器具

(1) 住宅併用の小規模対象物で単項となり、消火器具義務となる場合。

用途部分には消火器具を設置、住宅部分は免除することができる。

例 1階 店舗 100 m² → 消火器具義務
2階 住宅 60 m² → 消火器具免除

(2) 付加設置について

① 共通事項

付加設置は、規則第6条第1項の防火対象物又はその部分に同条第3項から第5項までに規定する少量危険物、指定可燃物、電気設備がある場所又は多量の火気を使用する場所がある場合、同条第1項の規定により設けるほかに、消火器具の設置が必要となるものであること。

② 規則第6条第3項により設置する消火器具については、能力単位が確保されていれば規則第6条第6項に規定されている歩行距離（以下「歩行距離」という。）は必要ないものとして取り扱うこと。

③ 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次によること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

イ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの

ウ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kW時以下のものを除く。）

エ 燃料電池発電設備（出力10kW未満のものを除く。）

④ 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次によること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（IH調理機器含む。（個人の住居に設けるものを除く。））

オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年8月政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）

キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ケ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

コ 火花を生ずる設備

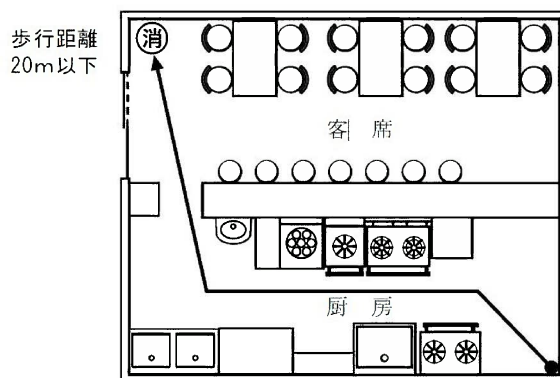
サ 放電加工機

⑤ 令第10条第1項第4号に規定する少量危険物及び指定可燃物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所には、消火に適応するとされる消火器具の設置を指導する。なお、能力単位が確保されていれば歩行距離は必要ないものとして取り扱うこと。

(3) 消火器具の兼用について

- ① 令第 10 条第 1 項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器具が、1 (2) ③、④の指針に基づき設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位 (③は個数) 及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとして取り扱うこと (図参照)。

政令別表第 1 (3) 項口に掲げる防火対象物



ⓧ：厨房に設置される消火器と同一の適応性を有する消火器

- ② 複合用途防火対象物で令別表第一に掲げる各用途部分が相互に行き来できる場合は、共用部分等に設置することで消火器具を兼用することができる。この場合において、消火器具の能力単位は兼用する各用途部分で必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されており、かつ、歩行距離を満たしていること。

- (4) 消防用設備等の標識については、昭和 44 年 10 月 20 日消防予第 238 号により指導する。

2 屋内消火栓設備

- (1) ユニットバスは内装制限の対象としない。

- (2) 内装制限等に係る防火認定の表記

NM	不燃	FP	耐火電線
QM	準不燃	HP	耐熱電線
RM	難燃	AE	自動火災報知設備の感知器用などに用いる

- (3) (5) 項イ対象に屋内消火栓設備を設置する場合は、易操作性消火栓を設置指導する。

- (4) ポンプの併用又は兼用について

- ① 消防用設備等は原則、棟単位とする。
 ② 併用又は兼用する場合、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないものについては、令第 32 条を適用する。

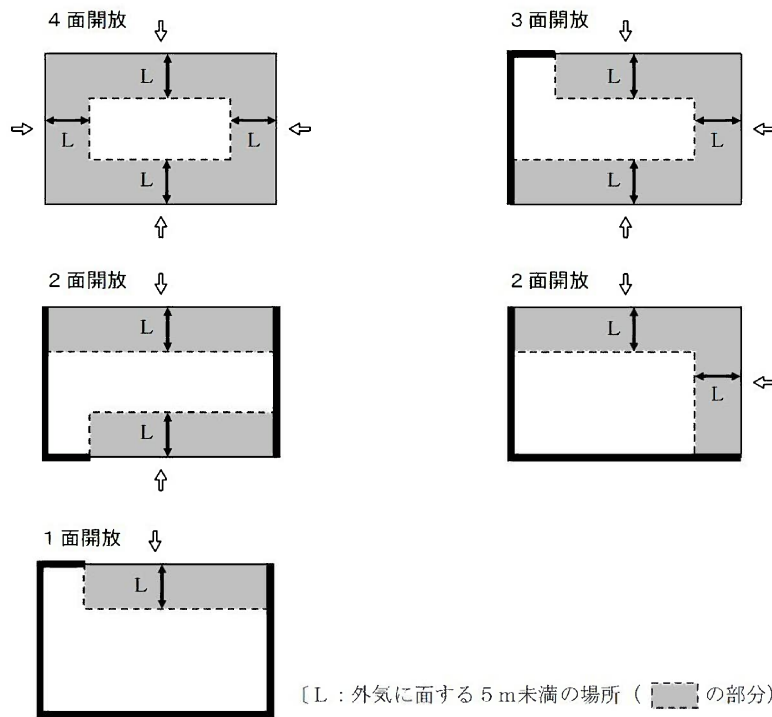
3 スプリンクラー設備

- (1) 厨房のフード下は、ヘッドを下げた設置方式、補助散水設備で包含する又はフード消火設備を設置するかのいずれかを選択すること。
- (2) トイレ部分にもヘッドを設置するよう指導する。
(スプリンクラー設備設計・工事基準書 3.1.2(2)オ)
- (3) 超高感度ヘッド（散水半径 2.8m）も検定品である事が確認できる場合は認める。

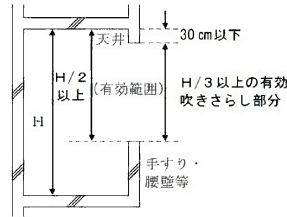
- (4) 規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「その他外部の気流が流通する」として、開放型の廊下、通路、庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から 5 m 未満で、かつ、当該部分（常時開放されている部分に限る。）の断面形状（以下「有効な吹きさらし部分」という。）の部分において、次の①から③に該当する部分は、当該場所として取扱うことができる（図参照）。

なお、店舗倉庫等に使用される部分及びヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあっては、当該部分にヘッドを設けて警戒すること。

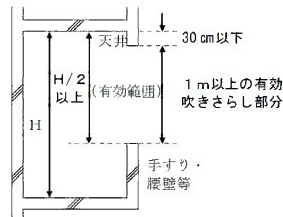
- ① 有効な吹きさらし部分は、1 m 以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さ（以下「天井高」という。）の 3 分の 1 以上であること。
- ② 前①の有効な吹きさらし部分は、天井高の 2 分の 1 以上の位置より上に存していること。
- ③ 開放型の廊下、通路、庇等の天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30 cm 以下であること。



○有効な吹きさらし部分が天井高の1/3以上あるもの



○有効な吹きさらし部分が1 m以上あるもの



- (5) 流水検知装置設置部分に制御弁、末端試験弁が設置されている箇所の標識は、アラーム弁と表示した標識を設置すれば、制御弁、末端試験弁の標識については設置をしなくても差し支えない。

4 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用

- (1) 乾式方式を認める。(磐田市の場合、水道メーター以降について、特段の定めはないとのこと。) (H21. 7. 10 磐田市水道課確認)
- (2) 敷地内に入った給水管又は上水道から特定施設水道連結型スプリンクラー設備へ分岐する際、逆流を防止するため止水弁等を設ける。
- (3) 湿式又は乾式に関わらず、停滞水防止措置を施すこと。(専用ポンプ式は除く。)
- (4) 給水管からの直結方式を用いる場合、水道圧が低い場合増圧給水装置(ブースター)を設けることは、認められない。
- (5) 次に掲げるものは、消防法施行規則第12条第1項第5号に定める操作回路に含むものとし、耐熱配線とすること。
 - ① ポンプを用いる方式で、ポンプから分電盤までの配線
 - ② ポンプを用いる方式で、自動火災報知設備などの信号を起動信号とする場合の配線
 - ③ 乾式を用いる方式で、電動弁や制御盤などへの配線
- (6) 法令上、義務とならない試験弁については、設置後の点検、維持管理を考慮して、設置するよう指導する。
- (7) 配管の管径は、放水量及び放水圧を確保できる場合20Aを認める。
- (8) 3階以上の施設については、背圧を考慮してポンプ式を指導する。

5 特殊消火設備

移動式粉末消火設備

(1) 令第13条第1項に規定する電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、移動式の粉末消火設備を設置することができる部分は、規則第21条第5項が引用する規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所であり、開口部が偏って存在しない次のいずれかに該当する部分とする。(東京消防庁監修 予防事務審査・検査基準改訂第11版Ⅱ第4章第2節第7. I. 4参考)

① 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部(外気に面するとびら等)の有効面積の合計が、床面積の15%以上である部分。(例:床面積300 m²×15%=45 m²以上の開口部)

なお、地上2階以上については、上記条件、かつ、防火区画、防火設備及び避難経路等を考慮し、火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所として判断できる場合のみとする。

② 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積(当該設備の周囲5mで算出した場合に限る。)が、区画されている床面積の5分の1未満となる部分。(無窓階でも大空間により適用可能)

③ ①・②に該当しない既存建物で、かつ、建物内の空間や開口部(排煙設備等を含む)を現地調査した結果、安全な初期消火活動及び安全な避難ができないおそれのある場所以外で、火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所として査察員が判断できる場合。

※ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、移動式粉末消火設備で防護する部分の水平投影面積とする。

(2) 移動式粉末消火設備は、防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下となるよう設ける。(粉末消火設備設計・工事基準書(5.13))
防護対象物とは、令第14条第1号に規定する防護対象物をいう。

(3) 表示灯の電源は、専用でなくてもよい。(工事基準書7.14.3)

(4) ソーラーバッテリーを代替電源としてもよい。(工事基準書7.14.3)

6 自動火災報知設備

(1) 棚等がある場合の感知器の要否

取り付け面(天井)から下方に50cm以上の部分に短辺が3m以上で、かつ、面積が20 m²以上の棚又は張り出しがある場合は、天井とは別の感知区域とする。

(2) トイレへの感知器の設置指導について
不特定多数の人が使用するトイレには、設置を指導する。

(3) 折板天井の梁高の算定

① 梁と折板の空間が5cm以上の場合。
折板下部より、梁高を算定する。

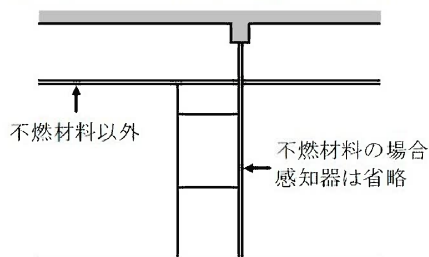
- ② 梁と折板の空間が 5 cm未満の場合。
折板上部より、梁高を算定する。
- (4) 欄間等は 15 cm以上の空間がある場合は同一感知区域とすることができる。
- (5) 差動式・定温式等のスポット型感知器を 8 m以上の高さに取り付ける場合の感知面積の運用は下表のとおりとする。
※ 法令上は取り付けられないが、炉等の設置により分布型、煙感知器が取り付けられない場合に運用を認めるものとする。

	取付面の高さ	15m～20m		8 m～15m	
		その他	耐火	その他	耐火
差動式スポット	1 種	18 m ²	27 m ²	24 m ²	36 m ²
	2 種	15 m ²	21 m ²	20 m ²	28 m ²
定温式スポット	特 殊	18 m ²	21 m ²	20 m ²	28 m ²
	1 種	9 m ²	18 m ²	12 m ²	24 m ²

- (6) 特定共同住宅を適用しない共同住宅については、住戸毎に自動火災報知設備の室外表示灯（火災表示灯）を設置するよう指導する。
- (7) 工場内の炉、ボイラー等の熱で、誤発報が多発又は高温の影響で感知器の維持管理が難しい場合。
答 定温式 (150℃) で対応出来ない場合は、炉周囲上部の感知器設置を免除する。
代わりに炉の周囲に発信機を増設する。
- (8) 共同住宅などの PS 内に感知器を設置する条件として、給湯器が設置される場合は設置、ただし、感知器の維持管理ができるスペースがあること。PS のみで、水平区画されている場合又は 1 m²未満の場合は設置免除。
- (9) 下駄箱、押入又は物入等（以下「収納部分」という。）の感知器免除について
収納面積 3.3 m²以下の収納部分で、当該収納部分から出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は感知器を免除する（その 1 からその 10 参照）。

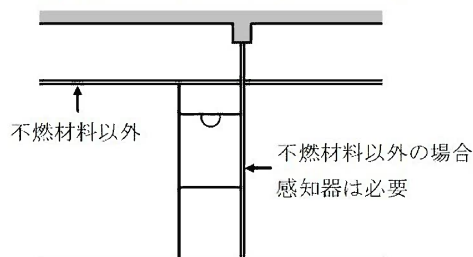
(その 1)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



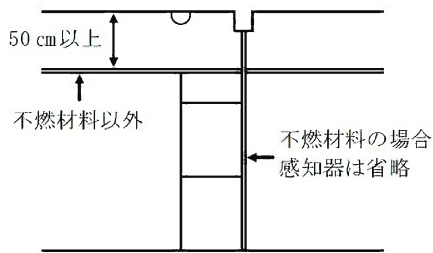
(その 2)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



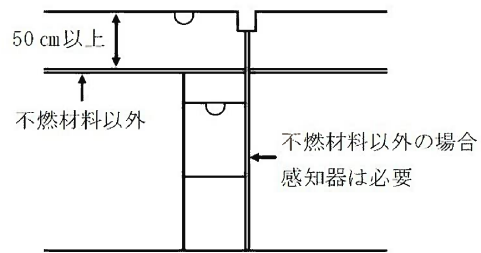
(その3)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）



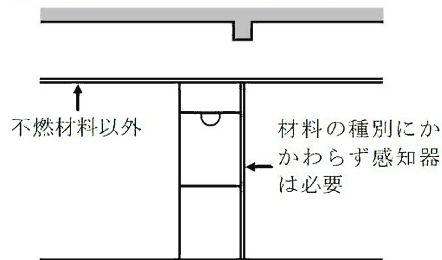
(その4)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）



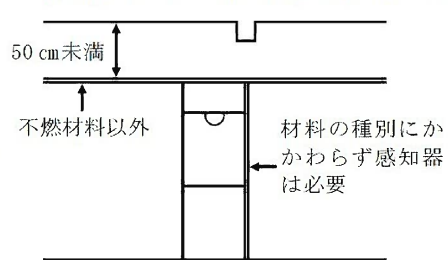
(その5)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



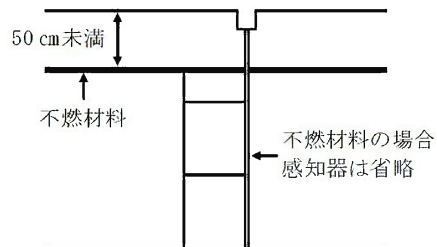
(その6)

耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



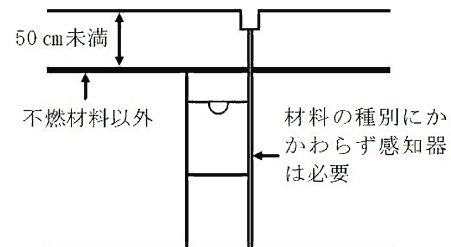
(その7)

耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



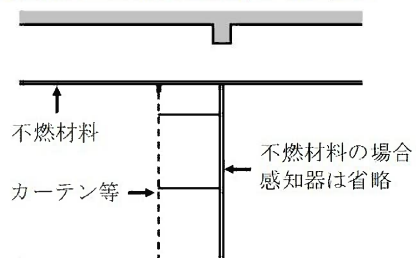
(その8)

耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



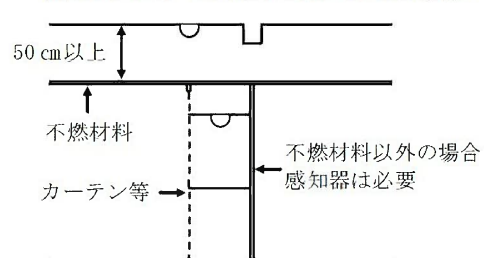
(その9)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



(その10)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）

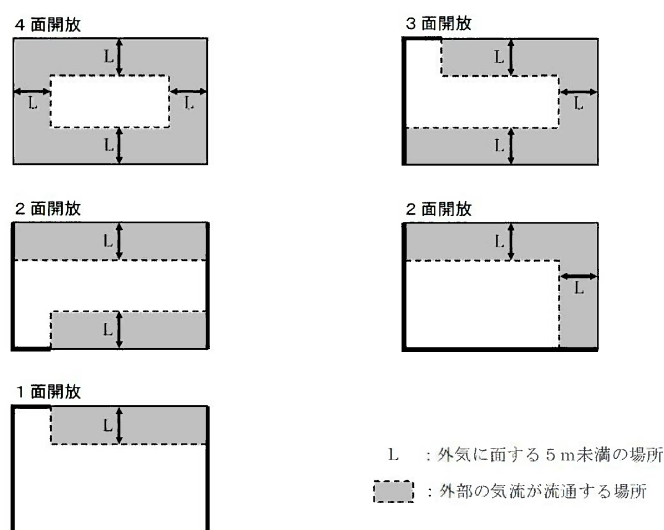


(10) 区分鳴動方式の時間設定について

区分鳴動方式の時間設定は、火災断定は火災信号から2分から5分、全館鳴動は火災信号から10分以内とする。

(H13. 3. 30 消防予第 103 号) (H9. 6. 30 消防予第 118 号)

- (11) 建築基準法上、階とならない地下ピット（免震ピット）について、様々な配線等があり、メンテナンスの為、人の出入りがある事から感知器と地区音響装置の設置を指導する。
- (12) 常時外気に直接開放されている部分から 5 m 未満の範囲の部分については、規則第 23 条第 4 項第 1 号ロに規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」に該当するものであること（図参照）。ただし、開放されている部分であっても 0.6m 以上の深さの梁等により有効に火災を感知することができない場合は、感知器の設置を指導すること。



- (13) 規則第 23 条第 5 項第 6 号の規定の適用が除かれている用途項の事務所部分については、煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器の設置を指導する。

7 消防機関へ通報する火災報知設備

- (1) 病院・福祉施設等のナースステーション等へのリモート設置を指導する。

- (2) 自動火災報知設備との連動について

(5) 項イ、(6) 項イ(3)並びにハ、16 項イ((6) 項イ(3)又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)のうち宿泊又は入所を伴う施設で、夜間の管理を少人数で行っている施設については、連動を指導する。

- (3) メッセージには、市外局番から代表番号を録音するよう指導する。

8 非常警報器具・設備

- (1) 非常警報器具の運用基準について

小規模な防火対象物等で人が大声を発する事により防火対象物の全区域に火災が発生した旨を報知できる場合は、令第 32 条を適用し、設置を免除して差し支えない。

- (2) 放送設備
区分鳴動方式となる対象物で、エレベーターや階段など堅穴区画となる箇所が発報したときは、区分鳴動とせず、一斉鳴動とする。

9 避難器具

- (1) 避難はしごの取り付け方向（建物に対し、内向き・外向き）
向きはどちらでも良い。
- (2) 非常用照明
ハッチ上部への設置を指導すること。「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年4月16日 消防庁告示第2号）第6による。
非常用照明スイッチの設置、自動火災報知設備連動又は停電時作動のいずれかを選択すること。
- (3) つり下げ避難はしごの場合
降下する建物外壁部にガラス戸がある場合、降下者が接触した場合に破損しにくい強化ガラス又は合わせガラスなどの設置を指導する。

10 誘導灯

- (1) 共同住宅で無窓階となる誘導灯
 - ① 無窓階の床面積が150㎡未満であれば、令32条を適用して設置を免除する。
共同住宅の場合、使用する人が限られているため誘導灯がなくても避難上支障がないと判断する。
150㎡未満としたのは無窓階150㎡以上で、屋内消火栓設備が義務となるため。1階のバルコニー側の窓に、軽量シャッター（水圧解錠付ではない。）を設置した場合、無窓階となるための免除措置。
 - ② 無窓階の床面積が150㎡以上の場合、居住部分、共有部分に設置することが困難であれば、令32条を適用して階段部分に階段通路誘導灯を設置することで足りるものとする。
- (2) 工場、倉庫などの一部が冷蔵庫等で、対応可能な誘導灯がない場合は、低温対応可能な非常照明と誘導標識で対応する。
- (3) 小規模な事務所、倉庫等で無窓階となる場合、令32条を適用して、誘導灯を免除して差し支えない。（150㎡を目安とする。）ただし、避難口の見通しが利くことを条件とする。
- (4) 誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて
（平成11年9月21日 消防予第245号）別添第2・2・(7)・ウの取扱い
（6）項口の施設については、視力又は聴力の弱い者が出入りするに該当するものとして点滅機能付を設置指導する。
（例 特別養護老人ホーム、グループホーム等）
- (5) 誘導灯の設置高さは、2.5m～3.0mとなるよう指導する。

- (6) 誘導灯設置義務のある対象物の階段又は傾斜路について、建築基準法施行令第126条の4の非常照明装置を常時点灯又は人感センサー付とする。

11 消防用水

消防法の規制で消防用水の設置が必要となった場合、磐田市土地利用事業に関する指導要綱により設置した防火水槽を消防用水と兼用することは差し支えないものとする。

12 排煙設備

- (1) 排煙設備が義務となる場合、建築基準法施行令第126条の2第5号の規定に基づく建設省告示(平成12年告示第1436号)4・ハに該当する室又は居室であっても消防排煙設備の設置免除とはならないため、排煙設備を設けないことができる場所を次のとおり定める。

- ① 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次の全てに適合している場合
ア 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。
イ 区画内の壁及び天井の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。)は、仕上を準不燃材料としたものであること。
ウ 区画された部分の床面積が50㎡以下のものであること。ただし、廊下にあつては15㎡以下のものに限ること。
- ② 浴室、便所その他これらに類する場所
- ③ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるものであること。
- ④ 階段の部分
- ⑤ エレベーターの昇降路、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する部分

- (2) 非常電源の容量は、隣接する排煙区画のうち最大となる2区画の排煙に要する排煙機を稼動できる容量以上とすること。

13 連結送水管

- (1) 湿式を指導すること。補助高架水槽については任意。
- (2) 放水口は50mm・65mmのマルチコネクターを指導すること。
- (3) 11階以上、31mを越える階の放水口については、各階に設置を指導し、その場合は20mホース2本と筒先1本の設置を指導すること。

5章 防災規制

- 1 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれる。(H24.4.1～消防機関の行政手続指針より)

- (1) 仕切に用いられる布製のアコーデオンドア、衝立
- (2) 室内装飾のたれ壁に沿って下げられている布製のもの
- (3) 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの
- (4) 映写用スクリーン(劇場、映画館等で使用されるもの)

- (5) 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切等に使用されるもの
- (6) 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- (7) 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

2 次の床敷物は、防災対象物品に含まれない。

(H24. 4. 1～ 消防機関の行政手続指針より)

- (1) 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
- (2) 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等
- (3) 接着剤等で床に張られた床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- (4) 畳
- (5) じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダートレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- (6) 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- (7) プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- (8) 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

6章 共同住宅の特例等

共同住宅の共住区画の壁又は床に配管（さや管等を含む）を埋設して施工した場合、貫通として扱うのか。

答 貫通として取り扱う。

7章 特定共同住宅等

開放型廊下の判断基準

廊下の外気に面する部分に、格子、金網等の開放性のあるものを設置した場合は、見付面積に参入できることとし、格子、金網等の面積を見付面積から除くことはしない。

8章 防火管理体制について

防火管理（防災管理、統括防火管理及び統括防災管理含む。）は、既に選任届及び消防計画等が提出されていて、管理権原者である代表者が変更された場合、実質的な防火管理体制が確立されていれば（例：同一組織で代表者がA氏からB氏等に変更されているが、防火管理者が同一の場合等。）届出書類の有無に係わらず、防火管理体制がとられていると判断する。

ただし、届出書類については、行政指導により任意提出するようお願いする。

（東京法令出版：消防法の研究参考）

9章 防火対象物定期点検報告制度

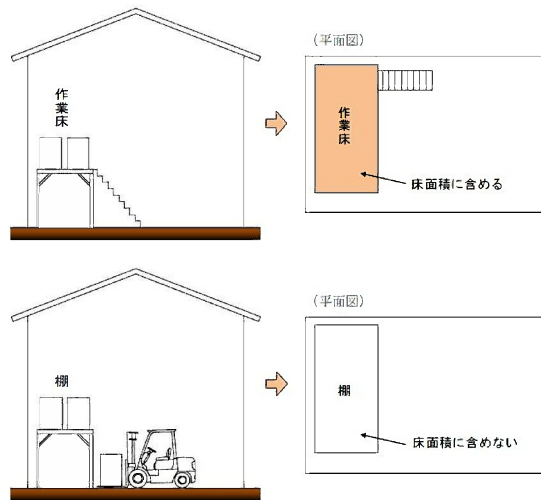
地区公会堂（磐田市立以外）は利用者が地区住民に限定されているため、収容人員が300人以上となった場合でも、防火対象物定期点検報告制度の対象としないものとする。

10 章 火災予防条例関連

- 1 消防用設備等の非常用発電設備の燃料として使用する危険物取扱数量の算定
1 日の取り扱い時間を2時間として算定する。消防用設備を稼働させるための電力供給であることから、消防法第17条の技術基準に基づき稼働率は2時間とする。
ただし、事業目的のための非常用発電設備は稼働実態に即して取扱い量を決める。
(全国消防長会会報 H12.12号)
- 2 厨房部分の壁について
下地を不燃材料以外でした場合、15mm以上の厚みを確保する。
例 PB12.5mm+キッチンパネル3mm
- 3 厨房天蓋内に照明設備を固定させないこと。ただし、次の事項が講じられている場合は固定しても差し支えないものとする。
 - (1) 照明設備は耐熱性のもので、油脂、蒸気等の防護措置が施されていること。
 - (2) 衝撃を受けるおそれのある部分の照明設備は、金網等で防護すること。
 - (3) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、耐熱性を有する電線(けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれと同等以上の耐熱性を有するもの)を使用すること。
- 4 ボイラーについて
労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第3条によって規制を受けるものについては、磐田市火災予防条例第2条第3項の規定に限り準用する。

11 章 その他

- 1 屋外階段について
建物構造上階段が屋外にしかない特定防火対象物のホテルなどに、消防活動上の観点から屋外階段の各階踊り場に階表示を指導する。
- 2 棟判定について
袋井土木事務所建築住宅課(特定行政庁)が別棟判定をした場合は、同様の判定をして差し支えない。
- 3 床面積の判定について
 - (1) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の判定は、建築基準法施行令第2条第1項第3号、昭和61年4月30日建設省住指発第115号によるほか、次によること。
倉庫内等に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造(積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。以下「棚構造等」という。)を除き、床面積に算定するものであること(※・図参照)。
※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

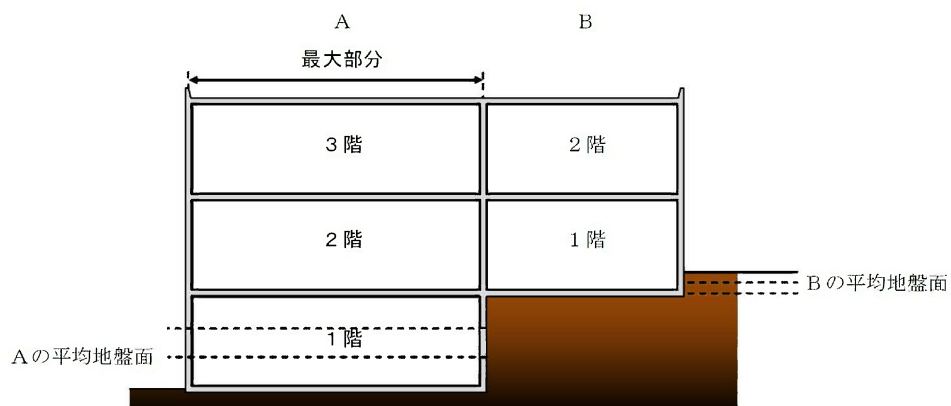


(2) 底下等に屋内の用途が発生し床面積が算入される1㎡未満の部分については、消防用設備等の設置は免除して差し支えない。

4 階判定について

消防用設備等の設置にあたっての階の判定は、建築基準法施行令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 棚構造等を除き、階数に算定するものであること。
- (2) 吊り上げ式車庫の階数は1とすること。
- (3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として取り扱うこと（図参照）。



平成 23 年 4 月 1 日	内容現在
平成 24 年 4 月 1 日	改定
平成 26 年 3 月 19 日	改定
平成 27 年 7 月 2 日	改定
平成 28 年 4 月 13 日	改定
平成 29 年 4 月 25 日	改定
令和 05 年 3 月 15 日	改定

別表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

開口部の条件			無窓階の判定 (省令第5条の2)			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用フィルム なし	窓ガラス用フィルム A	窓ガラス用フィルム B
ガラス開口部の種類						
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、 ガラスの大きさが概ね2㎡以下 かつガラスの天端の高さが、設置 されている階の床から2m以下 のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△	△	△
		F I X	×	×	×	×
	厚さ10ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ以下+PVB(ホ リビニルブチラール)30mil(膜厚0.76 mm)以下+フロート板ガラス6.0ミリ 以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB(ホ リビニルブチラール)30mil(膜厚0.76 mm)以下+フロート板ガラス5.0ミリ 以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス5.0ミリ以下+PVB(ホ リビニルブチラール)60mil(膜厚1.52 mm)以下+フロート板ガラス5.0ミリ 以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×

合わせガラス	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB(ポリビニルブチレール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロント板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		FIX	×	×	×	×	
	フロント板ガラス3.0ミリ以下+PVB(ポリビニルブチレール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		FIX	×	×	×	×	
	フロント板ガラス6.0ミリ以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロント板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		FIX	×	×	×	×	
	フロント板ガラス6.0ミリ以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロント板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		FIX	×	×	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロント板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		FIX	×	×	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロント板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		FIX	×	×	×	×	
	倍強度ガラス	—	引き違い	×	×	×	×
			FIX	×	×	×	×
複層ガラス ※トリプルガラス含む	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む)は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。						

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本工業規格（J I S）において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第 126 条の 7 第 5 号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JISR 3205 及び JISR 3222 に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルム（JISA 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル）は 0.001mm 。例 $100\mu\text{m}=0.1\text{mm}$
- 8 両面貼りとは、内貼り及び外貼りのものをいう。
- 9 「窓ガラス用フィルム A」は、次のものをいう。
 - (1) P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以下同じ。）以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの（両面貼りは取り扱うことができない。）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの（両面貼りは取り扱うことができない。）を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス（通称 L o w - E 膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 10 「窓ガラス用フィルム B」は、次のものをいう。
 - (1) P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ を越え $400\mu\text{m}$ 以下のもの（両面貼りは取り扱うことができない。）を貼付したガラス
 - (2) P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの（両面貼りは取り扱うことができない。）を貼付したガラス
- 11 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルム A、窓ガラス用フィルム B）同じ判定であること。

「凡 例」

- ： 省令 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △： ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね $1/2$ の面積で算定する。）を省令第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×： 省令第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する開口部として取り扱うことができない。